

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八幡市では、第二京阪道路、京都第二外環状道路、新名神高速道路といった広域幹線道路の供用開始により、交通の要衝として、4つの工業団地を中心に多種多様な企業が立地している。

市内全域でみると、製造業等の第2次産業の割合は約19%、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業等の第3次産業の割合は約80%となっている。また、従業者数50人未満の企業が約95%であることから、八幡市の経済は、中小企業者によって支えられていると言える。(令和4年版八幡市統計書より)

人口は、1993年に7万6千人を超えたのを境に2023年には7万人を切るなど、緩やかではあるが減少傾向で推移している。年齢構成でみると、2000年の年少人口14.3%、生産年齢人口72.7%、老年人口13.0%であったが、2023年ではそれぞれ11.0%、57.3%、31.7%となっており、少子高齢化が進行している。(令和5年八幡市人口統計より)

少子高齢化による生産年齢人口減少が進行するなか、中小企業者においては、雇用の確保と生産性の向上が喫緊の課題である。この状況を改善するため、中小企業者の労働生産性の向上を図り、先端設備等の導入を支援していくことにより、人手不足に対応した産業基盤を整備する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者における労働生産性の向上を推進し、地域経済の発展に資することを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化にする基本計画に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等に関しては、発電電力を直接商品の生産もしくは商品の販売または自社の役務の提供等の用に供するために、自ら電力を消費する事を目的に設置するもののみを対象とし、工場や事業所等がない敷地で、発電電力を全量

売電（余剰売電の場合であっても、自家消費分が僅かな場合は全量売電とみなす）するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本計画における対象地域は、地域に偏りなく幅広く中小企業者の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

本計画における対象業種及び事業は、多様な産業において幅広く中小企業者の生産性向上を実現するため、全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日から令和7年3月31日

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

（2）公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。